

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会規約

(名称)

第1条 この実行委員会は、重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、愛媛県及び関係市町が一体となって、重信川サイクリングロードの魅力向上に取り組み、サイクリングの裾野拡大及びその周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) サイクリングの裾野拡大と重信川サイクリングロードの利用促進に関すること。
- (2) 重信川サイクリングロードを活用した周辺地域の活性化に関すること。
- (3) 重信川サイクリングロードの利便性の向上に関すること。
- (4) その他、自転車新文化の普及・拡大に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監 事 1人
- 2 会長は、愛媛県中予地方局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、総会において委員のうちから選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(オブザーバー)

第7条 実行委員会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 規約の制定及び改正に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他重要な事項に関すること

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ代理人に表決を委任することができる。この場合において、第2項及び第5項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

7 会長は、必要があると認めたときは、書面その他の方法により各委員の意見を求めることにより、総会の決議に代えることができる。

(専決処分)

第9条 会長は、総会を招集する暇がないときは、総会の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(企画運営部会)

第10条 実行委員会に、企画運営部会を置く。

2 企画運営部会は、第3条に規定する事業に関する計画及び実施、その他実行委員会の運営に関する重要な事項を協議する。

3 企画運営部会は別表2に掲げる職にある者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

4 企画運営部会に部会長を置き、中予地方局地域産業振興部長をもって充てる。

5 企画運営部会は、部会長が必要と認めたときに開催し、部会長が議長となる。

6 第7条及び第8条第4項の規定については、企画運営部会において準用する。この場合において、「実行委員会」とあるのは「企画運営部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員以外の者」とあるのは「部会員以外の者」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループ)

第11条 第3条に規定する事業を効果的かつ実践的に検討するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、愛媛県中予地方局に事務局を置く。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 実行委員会の運営及び事業の実施に要する経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(解散)

第15条 実行委員会は、総会の議決により解散するものとする。

(剰余金及び欠損金)

第16条 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会の議決により処理するものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月20日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

愛媛県中予地方局長
松山市都市整備部長
東温市産業建設部地域活力創出課長
松前町総務部長
砥部町商工観光課長

別表 2（第 10 条関係）

愛媛県中予地方局地域産業振興部長
愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課長
愛媛県中予地方局建設部建設企画課長
松山市都市整備部都市・交通計画課長
松山市都市整備部道路河川管理課長
東温市産業建設部地域活力創出課長
東温市産業建設部都市整備課長
松前町総務部財政課長
松前町産業建設部まちづくり課長
砥部町商工観光課長
砥部町建設課長